

# 令和5年度「神戸市社会福祉協議会ボランティア基金」 ボランティアグループ活動助成 ご案内

## 1. 目的

本助成事業は、神戸市民からの寄付により造成された「神戸市社会福祉協議会ボランティア基金」を財源として、神戸市内において継続的にボランティア活動を行うグループを支援することを目的とします。



ふわほん

## 2. 助成対象 ※以下の要件のすべてを満たすグループを対象とします。

### <団体要件>

- ① 令和5年4月1日時点で、市社協ボランティア情報センターまたは区社協ボランティアセンターに登録後、6か月以上経過していること
- ② 会員数が3人以上であること
- ③ 法人格を持たないグループであること
- ④ 政治的または宗教的活動を行っていないこと
- ⑤ 反社会的勢力(暴力、威力又は詐欺的な手法を駆使し、不当な要求行為により経済的利益を追求する集団)でないこと

### <活動要件>

以下の要件に該当する活動を4日以上行った実績があること。

- ② 神戸市内で行われた自発的な貢献活動であること
- ② 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に行われた活動であること  
※ただし、以下に該当する活動は活動実績に計上できません。  
会員間の自助・互助的な活動、有償活動、学習会・練習・会議・準備作業等。

### <支出金額要件>

活動にかかった経費(対象外経費を除く)が総額で申請金額以上あること。

## 3. 対象外経費

本助成金は人件費、会員の交際費・飲食費(活動中の健康管理上必要なものを除く)、会費、他の団体への寄付金、その他活動と無関係の支出と思われる経費には充てられません。

## 4. 助成金額

1グループにつき、活動実績日数が、	4日	8,000円
	5日	10,000円
	6日	12,000円

## 5. 併給の制限

令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に以下の助成金等を受けた(申請した)場合、本助成金との併給はできません。

- 公金等を財源とした、補助金・助成金等
- 市・区社協が窓口の助成等

【例】県民ボランティア活動助成、ふれあい給食会助成、友愛訪問グループ活動助成、つどいの場支援事業補助金、フェスピック助成、清水助成、生駒温子助成、唐川助成、ソシオルーツ助成、その他区社協の独自の助成 など

## 6. 申請方法

前記「2. 助成対象」の要件を満たしていることを確認の上、申請受付期間中に下記の必要書類一式を、団体登録している市社協ボランティア情報センターまたは区社協ボランティアセンターへ直接持参してください。

※複数窓口に登録の場合、いずれか1か所での申請をお願いします。

<申請受付期間・助成金交付時期(目安)>

	申請受付期間	助成金交付時期(目安)
第1次	令和5年12月1日(金)～令和5年12月28日(木)	令和6年2月下旬
第2次	令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金)	令和6年5月下旬

<必要書類>

	書類	注意事項等
①	交付申請書(様式第1号—①)	・市・区社協窓口/市社協HPにて入手可。
②	振込口座の通帳の表紙と表紙裏面の写し (金融機関名・支店名・名義・口座番号の記載箇所)(様式第1号—②)	・①交付申請書(様式第1号)裏面に貼付。 ・ネットバンキング等通帳のない場合、専用マイページの該当部分を出力して貼付。
③	活動報告書(様式第2号—①)	・4日分から6日分まで実績に応じて記載。
④	活動の実施が確認できる活動日毎の書類 (写真、チラシ、依頼元からの依頼文、成果物等)(様式第2号—②)	・③活動報告書(様式第2号)裏面に貼付。
⑤	グループの活動収支状況が確認できる書類 (会計帳簿・領収書等)	・窓口での提示のみ。提出は不要。 団体にて要保管。 ・交通費:「日付・交通機関名・区間・氏名・目的・金額」等の記録を提示。

※必要事項の確認にご協力をいただけない場合、申請をお受けいたしかねます。

## 7. 審査・助成金交付

申請受付締切後、市社協にて申請内容を基に審査を行い、交付決定通知書(様式第3号)を申請グループに送付します。また、交付決定グループに対し交付申請書記載の口座へ助成金を振り込みます。

## 8. 交付決定の取消・返還

本助成決定後、前記「2. 助成対象」に反していると判明した場合や虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、交付決定は取り消し、助成金を返還していただきます。また、次年度以降の申請をお断りいたします。

【お問い合わせ先】

◆社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 ボランティア情報センター(事務局) TEL: 078-271-5317